

日バス協業第326号
令和元年11月7日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

被災地におけるボランティア参加者の円滑な移動促進について

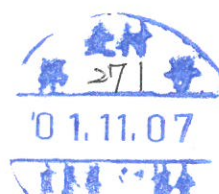
平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「被災地におけるボランティア参加者の円滑な移動促進について」国土交通省自動車局旅客課長から別紙通達がありました。

台風15号、台風19号等による被災地においては、災害ボランティアセンターが設置されて被災された方々への支援活動が進められ、各バス事業者におかれても、地元の地方公共団体や社会福祉協議会と連携し、被災地におけるボランティア参加者の移動促進にご協力頂いております。

現在でも、多くのボランティアの協力を求めている災害ボランティアセンターもあり、引き続き、被災地へのボランティア参加者の移動促進に積極的にご協力頂くとともに、特に多くのボランティア協力が求められている被災地については、高速バスにおけるボランティア参加者への割引を地方公共団体の協力を得て導入して頂く等被災地支援の取り組みを行って頂きますよう、貴協会傘下会員に対し周知・要請方をよろしく申し上げます。

また、ボランティア参加者への割引の導入等に当たり、被災地における災害ボランティアの募集状況等については、全国社会福祉協議会ボランティアセンターHPをご参照ください。

○全国社会福祉協議会ボランティアセンター
<https://www.saigaivc.com/typhoon201919/>



公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
電話：03-3216-4014
mail：matsuura@bus.or.jp



国自旅第184号
令和1年11月5日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



被災地におけるボランティア参加者の円滑な移動促進について

台風15号、台風19号等による被災地においては、災害ボランティアセンターが設置されて被災された方々への支援活動が進められているところです。また、各バス事業者におかれても、地元の地方公共団体や社会福祉協議会と連携し、被災地におけるボランティア参加者の移動促進にご協力頂いているところです。

現在でも、多くのボランティアの協力を求めている災害ボランティアセンターもあり、引き続き、被災地へのボランティア参加者の移動促進に積極的にご協力頂くとともに、特に多くのボランティア協力が求められている被災地については、高速バスにおけるボランティア参加者への割引を地方公共団体の協力を得て導入して頂く等被災地支援の取り組みを行って頂くよう、傘下会員に対する周知・要請をお願いします。

なお、ボランティア参加者への割引の導入等に当たり、被災地における災害ボランティアの募集状況等については、全国社会福祉協議会ボランティアセンターHPをご参照ください。

○全国社会福祉協議会ボランティアセンター
<https://www.saigaivc.com/typhoon201919/>